

平成 19 年 6 月 29 日
財 務 省

国家公務員宿舎について

1 . 国有財産管理の基本原則

国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない（財政法第 9 条第 1 項）。

2 . 国家公務員宿舎制度の枠組み

(1) 設置目的

国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること（国家公務員宿舎法第 1 条）。

(2) 法定事項

宿舎の設置及び維持管理に関する基本的事項は法定されている。主な法定事項は以下のとおり。

総括機関は財務大臣（第 6 条）

設置機関は原則財務大臣（第 4 条）

維持管理機関は合同は財務大臣、省庁別は各省各庁（第 5 条）

貸与者選定（第 14 条等）、宿舎使用料の算定方式（第 15 条）

宿舎の設置、宿舎使用料等は人事院勧告の対象（第 21 条）

(3) 公邸、無料宿舎及び有料宿舎

公邸は、内閣総理大臣等のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与（第 10 条）。

無料宿舎は、刑務官等のために予算の範囲内で設置し、給与の一部として、無料で貸与（第 12 条）。

有料宿舎は、及び 以外の職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与（第 13 条）。その使用料は、建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎として決定（第 15 条）。

3 . 国有財産の有効活用・売却の促進

政府は、行政改革推進法に基づき、簡素で効率的な政府を実現するため資産債務改革を推進。

(1) 安倍内閣総理大臣所信表明演説 (18 年 9 月 29 日)

国の資産の売却・圧縮を積極的に進め、平成 27 年度までに政府の資産規模の GDP 比での半減を目指します。

(参考 1) 行政改革推進法第 59 条 (国の資産の圧縮)

「政府は、・・・次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。
- 二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。」

(参考 2) 基本方針 2 0 0 6

(資産・債務改革)

国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円*を見込む。

* 12 兆円の内訳

民営化法人の株式で約 8.4 兆円、未利用国有地等で 2.1 兆円、庁舎等で 0.5 兆円、宿舍で 1.0 兆円を見込む。

(2) 有識者会議 (伊藤滋座長) 報告 (19 年 6 月 15 日)

東京 23 区内及び東京 23 区外の宿舍の売却収入で約 1.1 兆円を見込む。

東京 23 区内の宿舍

18 年 1 月から検討を行い、同年 6 月に移転・再配置計画を策定・公表。本年 6 月 15 日に一部改定。

・ 23 区内の宿舍を 360 団地 (22,183 戸) から 112 団地 (15,552 戸) に整理。

東京 23 区外の宿舍

18 年 8 月から検討を行い、本年 6 月 15 日に東京 23 区内の宿舍に準じて、移転・再配置計画を策定・公表。

・ 政令指定都市等の宿舍を 1,014 団地 (60,909 戸) から 377 団地 (48,362 戸) に整理。

(3) 尾身財務大臣の閣僚懇談会発言 (19 年 6 月 19 日)

今後は、この報告書で提言されている移転・再配置を、総理の御指示を基に、経済財政諮問会議とも適切に連携しつつ、着実に実行してまいりたいと考えております。

4 . 国家公務員宿舎を協約事項とすることについて

- ・ 協約事項は法的拘束力を伴うこととなるが、国家公務員宿舎は国有財産であり、その設置、貸与者の選定及び宿舎使用料等については財政民主主義の観点から予算事項又は法定事項とすべきもの。
- ・ 特に、政府は上記のとおり、行政改革推進法に基づき、宿舎を含む国有財産の売却を進めているところ。

5 . 労使交渉の実態について

国家公務員法に基づく交渉ではないが、本省では中央労働団体から申入れ等を受けており、その主な内容は以下のとおり。

- ・ 宿舎の移転再配置に際しての必要戸数の確保など
- ・ 老朽、狭隘な独身寮の改善、ワンルームタイプ独身寮の増設など

(参照条文)

財政法 (昭和 22 年法律第 34 号) 抜粋

第 9 条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 47 号) 抜粋

(国の資産の圧縮)

第 59 条 政府は、平成 27 年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成 17 年度末における当該割合の 2 分の 1 にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。
- 二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。
- 三 (略)

国家公務員宿舎法 (昭和 24 年法律第 117 号) 抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、国が国家公務員等に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(設置の機関)

第 4 条 宿舎の設置は、財務大臣が行うものとする。

(維持及び管理の機関)

第 5 条 合同宿舎 (省庁別宿舎以外の宿舎をいう。以下第 8 条の 2 第 2 項において同じ。) は財務大臣が、省庁別宿舎は当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

(総括の機関)

第 6 条 財務大臣は、宿舎の設置並びに維持及び管理 (以下「設置等」という。) の適正を期するため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。

(公邸)

第 10 条 公邸は、次に掲げる職員のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

- 一 衆議院議長及び衆議院副議長
- 二 参議院議長及び参議院副議長
- 三 内閣総理大臣及び国務大臣
- 四 最高裁判所裁判官
- 五 会計検査院長
- 六 人事院総裁
- 七 国立国会図書館長
- 七の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長
- 七の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長
- 八 宮内庁長官及び侍従長
- 九 検事総長
- 十 内閣法制局長官
- 十一 在外公館の長

(無料宿舎)

第 12 条 無料宿舎は、次に掲げる職員のうち政令で定める者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

- 一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に関連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
 - 二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの
 - 三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者
 - 四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの
- 2 無料宿舎は、職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。

(有料宿舎)

第 13 条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、公邸又は無料宿舎の貸与を受けざる職員以外の職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

- 一 職員の職務に関連して国等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 職員の在勤地における住宅不足により国等の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

(無料宿舎を貸与する者の選定)

第 13 条の 4 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けざるべき職員が 2 人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与しなければならない

い。

（有料宿舎を貸与する者の選定）

第 14 条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、当該宿舎の維持管理機関は、政令で定めるところにより、国等の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

（有料宿舎の使用料）

第 15 条 有料宿舎の使用料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第 18 条第 1 項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により、各宿舎につきその維持管理機関が決定する。

（国家公務員法との関係）

第 21 条 第 8 条の 2、第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 13 条の 4 から第 15 条までに規定する事項は、国家公務員法第 22 条及び第 28 条第 1 項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

(参考)

尾身財務大臣の閣僚懇談会発言(19年6月19日)

今回、関係閣僚の御協力の下、霞が関などの庁舎や全国の宿舍の移転・再配置に関する報告書がとりまとめられましたので、御手元に配布させていただきました。

この報告書では、庁舎や宿舍の移転・再配置に当たっては、財政健全化への貢献を第一としつつ、環境や景観に配慮して進めていくべきことが提言されており、中でも、霞が関中央官庁街については、まず、内閣府と財務省の高層合同庁舎化を進めていくこととなっております。

総理に御報告いたしましたところ、「財政健全化への貢献を図るとともに、霞が関については、全体としての景観が大事であり、品格のあるものにするように」との御指示を頂いたところであります。

今後は、この報告書で提言されている移転・再配置を、総理の御指示を基に、経済財政諮問会議とも適切に連携しつつ、着実に実行してまいりたいと考えております。関係閣僚におかれましても、引き続き御協力をお願いいたします。